

議案第 53 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

1. 琴浦町介護保険条例の一部改正について

令和 2 年 4 月 22 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町介護保険条例の一部改正について

令和 2 年 3 月 3 0 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和2年琴浦町条例第15号

琴浦町介護保険条例の一部を改正する条例

琴浦町介護保険条例(平成18年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,600円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>36,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>50,400円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,000円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>27,000円</u>」とあるのは、「<u>45,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>27,000円</u>」とあるのは、「<u>52,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。